



明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

船越税理士法人一同



「新年のご挨拶」(船越)

明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。皆様、年末年始はどのようにお過ごしになりましたでしょうか。

私は、年始に京都市内の吉祥院天満宮に初詣に行きました。初詣に行った際には毎年おみくじを引きますが、今年は数年ぶりに「大吉」!!「自ら進みてなす事は成就すべし」とのこと。運勢はどうやら好調のようですので、大吉をつかみ取れるようにしっかり行動・実践したいと思います!

2023 年は、「卯(うさぎ)年」です。ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応など様々な変化を求められる時代ではありますが、新しいことへチャレンジする前向きな気持ちを持って、うさぎのように大きく飛び跳ねて飛躍する 1 年にできればと思っております。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



知っどこ! 「税」の マメ知識

今月のマメ知識：【中小企業向けの「賃上げ促進税制」とは】

経済協力開発機構の調査によると、日本の平均賃金は 1990 年からほとんど上がっていない状況です。ところが欧米では 1.5 倍近く上がっています。政府は成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するため企業による賃上げを考えており、民間企業の賃上げを支援すべく 2022 年 4 月 1 日より開始する事業年度を対象



に「賃上げ促進税制」がスタートしました。中でも中小企業向けでは、青色申告書を提出する中小企業等については 2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(個人事業主は 2023 年および 2024 年の各年)において、前年度比で給与等を 1.5%以上増加させた場合は 15%の税額が、2.5%以上増加させた場合は 30%の税額が控除されます。さらに教育訓練費を前年度比で 10%以上増加させると 10%の控除が上乘せされます。ただし税額控除額の上限は税額の 20%です。企業の節税と従業員のモチベーションアップの相乗効果が期待できそうですね。

世界の偉人伝

今月の偉人：【聖徳太子】

聖徳太子は飛鳥時代に推古天皇の摂政として新しい国づくりに貢献した政治家です。「冠位十二階」や「十七条の憲法」で官僚制度を整え、遣隋使を派遣して優れた大陸文化との交流を試みました。仏教信仰に厚く、日本最古の法隆寺など多くの寺院を建立、今にその姿を残しています。十七条の憲法第一条「和を以て貴しと為す」は、協調性を持つことが大切と説く言葉です。10 人の話を同時に聞き分けたという逸話が示すように、いかなるときも人を尊ぶ心を忘れない人物だったのです。

気軽に Let's 英会話

今月のキーワード：【hare】

2023 年はうさぎ年ですね。「バニー」と「ラビット」は定着していますが「ヘア」という言い方もあります。“bunny”は「うさちゃん」、「rabbit」は「うさぎ」、「hare」は「野うさぎ」を意味します。「二兎を追う者は一兎をも得ず」は“If you run after two hares (rabbits), you will catch neither.”といます。童話の「ウサギとカメ」は“The Tortoise and the Hare”です。日本でよく耳にする“turtle”「タートル」は「海ガメ」で、うさぎと競い合う「タートス」は「陸ガメ」です。